

—「健康経営」宣言事業所のみなさまへ—

「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 「健康経営優良法人2023」認定法人が決定されました！

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を日本健康会議が認定する制度です。

協会けんぽ長崎支部の中から大規模法人部門に**8事業所**様、中小規模法人部門に**103事業所**様が認定されました。認定を受けられた事業所様におかれましては、心よりお慶び申し上げます。

「健康経営優良法人認定制度」について、詳しくは経済産業省のHPをご覧ください。

大規模法人部門

中小規模法人部門



健康経営優良法人  
Health and productivity



健康経営優良法人  
Health and productivity

「健康経営優良法人認定制度」について、詳しくは経済産業省のHPをご覧ください。

健康経営優良法人

検索

## 令和4年度の取り組みにかかる取り組み評価シートをご提出ください！

『「健康経営」取り組み評価シート(以下、「取り組み評価シート」といいます)』をお送りしています。この「取り組み評価シート」は、令和4年度にお取り組みいただいた「5つの取り組み」についてご回答いただくもので、今までの振り返りや今後の課題を発見することにもつながります。

「取り組み評価シート」にてご報告いただいた内容に基づき、取り組み内容が優秀な事業所様を「健康経営推進企業」として認定を行います。「取り組み評価シート」ご提出の際には、あらためて令和4年度に実施された「5つの取り組み」をご確認いただき、詳細についてご報告いただきますようお願いします。

## 「健康経営推進企業」認定に向けた今後のスケジュール

令和5年5月

「取り組み評価シート」の提出

令和5年8月

「健康経営推進企業」認定事業所を選定

令和5年9月

認定証送付(HPで公表予定)

## 「健康経営」宣言事業 5つの取り組み！

取り組み 1

生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

目指していただくのは、受診率80%以上

取り組み 2

健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

目指していただくのは、メタボ特定保健指導利用率50%以上

取り組み 3

事業所全体での継続的な健康増進や改善に向けた取り組み

「健康経営推進企業」の認定を受けるには「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていることが必須要件になります。

取り組み 4

禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み

取り組み 5

メンタルヘルスへの取り組み

ポイント  
です！



## 広報動画のご紹介

長崎支部キャラクター  
尾まがり猫家族



毎年健診を受診していただくため、「尾まがり猫家族」が活躍する健診受診勧奨や特定保健指導についての動画を作成しています。協会けんぽ長崎支部ホームページやYouTubeでも確認することができます。まだご覧になられていない方は是非一度ご覧ください。(動画はこちら⇒)



【尾まがり猫家族 健診に行く】篇 など

協会けんぽ長崎支部キャラクター「尾まがり猫家族」が活躍！

## 「長崎県建設工事入札参加者格付」主観点への加点を希望される事業所様へ 主観点の加点を受けるためには協会けんぽ長崎支部あて別途届出が必要になりました

長崎県建設工事入札参加者格付要綱(令和3年3月29日改正)にて、主観的審査項目に「長崎県健康経営推進企業」が追加され、「健康経営推進企業」に認定された事業所様は、令和4年度から、主観点に5点加点される取り扱いとなっております。

当加点を希望する事業所様におかれましては、令和5年度から協会けんぽ長崎支部への届出が追加が必要となります。

### 「長崎県建設工事入札参加者格付」主観点への加点を希望される場合

＜令和6年度以降の主観点事項の届出内容審査（令和5年審査以降分）＞  
協会けんぽ長崎支部に対し、所定の様式で建設業許可番号の届が必要

※すでに「健康経営推進企業」に認定されている事業所様においても令和6年度以降も  
主観点への加点を希望される場合は届が必要です。

(提出期限等については、留意事項をご確認ください。)

#### ＜留意事項＞

・すでに「健康経営推進企業」に認定されている事業所様においても、令和6年度以降の主観点事項の届出内容審査において、主観点の加点を希望される場合は、同封の「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」に必要事項を記入のうえ、

**令和5年5月26日(金)(必着)**までに協会けんぽ長崎支部までご提出をお願いします。期限までに提出がない場合は、健康経営推進企業に係る主観点の加点(5点)は行われませんのでご注意ください。

・「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」は、「健康経営推進企業」認定事業所様のみ同封しています。

・主観点の加点を希望されない事業所様においては、「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」の提出は必要ありません。

・「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」の提出以降に、建設許可番号に変更が発生した場合は、「健康経営推進企業建設業許可番号変更届出書」を協会けんぽ長崎支部までご提出ください。(「健康経営推進企業建設業許可番号変更届出書」は協会けんぽ長崎支部ホームページに掲載予定です。)

・提出いただいた「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」と「健康経営推進企業建設業許可番号変更届出書」は長崎県国保・健康増進課と情報共有いたします。

・令和5年度以降に新たに「健康経営推進企業」に認定される事業所様においては、「健康経営推進企業」認定通知と併せて送付する「健康経営推進企業建設業許可番号届出書」を別途指定する期限までに協会けんぽ長崎支部までご提出いただくこととなります。(新規認定対象の事業所様に8月頃送付予定)